

平成 23 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時 平成 24 年 3 月 8 日（木）13 時 30 分～14 時 50 分

場 所 品川プリンスホテル メインタワー10 階 「ムーンストーン」

出席者 坂本本部長、佐藤、宇津木の各副本部長

< 常任委員 > 野田、望月、佐々木、佐藤（高）、宗像、工藤

< 委 員 > 霜觸（北海道）、佐藤（青森）、谷藤（岩手）、後藤（宮城）、
一関（秋田）、村田（山形）、星（福島）、青木（栃木）、
鈴木（群馬）、藤沼（埼玉）、久保（千葉）、飯沼（東京）、
田中（神奈川）、山井（山梨）、中屋（新潟）、北東（富山）、
岡村（石川）、上杉（福井）、山本（静岡）、神野（愛知）、
奥野（三重）、吉田（岐阜）、池ノ内（滋賀）、岡（京都）、
河野（大阪）、河野（兵庫）、平山（奈良）、安川（和歌山）、
椿（鳥取）、織奥（島根）、大橋（岡山）、吉長（広島）、
佐竹（山口）、藤澤（香川）、組橋（徳島）、片山（愛媛）、
高橋（高知）、田中（福岡）、川久保（佐賀）、土江（大分）、
中村（宮崎）、武田（鹿児島）、神谷（沖縄）

< 委 任 > 住谷副本部長

原、富田、長尾の各常任委員

高山（茨城）、大西（長野）、野田（長崎）

の各委員

< 代理出席 > 甲斐（熊本）

< 事 務 局 > 川島局長代理、小林部長、江橋課長、
他少年団課員 8 名

事務局より、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。

議事に先立ち、坂本本部長からの挨拶の後、同本部長を議長として議事に入った。

< 議 案 >

1. 日本スポーツ少年団常任委員の選出について

平成 23 年 4 月 1 日付で常任委員（東海ブロック）に就任した吉田章氏より、東海ブロックスポーツ少年団幹事県の任期終了に伴い、常任委員の辞任届が提出された。また、同ブロックより、日本スポーツ少年団委員の神野紀郎氏を東海ブロック選出の常任委員として選出する旨の届け出があった。

については、神野氏を常任委員として選出することについて諮り、これを承認。

なお、神野氏の任期は、前任者の吉田氏の残任期間となることを説明。

2. 東日本大震災に伴う対応について

東日本大震災により登録行為が完了せず、日常の団活動や各種大会等への参加が制限されてしまうことを防ぐ観点から、登録に関する特別措置について、

- ① 平成 22 年度登録者は、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度もスポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- ② 平成 23 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加した者のうち、平成 24 年度もスポーツ少年団活動に参加する者については、スポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- ③ 平成 24 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加する者については、登録手続きが完了しているものと見なす。

とする。また、震災による被害が大きい各県スポーツ少年団への調査を踏まえ、対象地域は、平成 23 年度同様、岩手県、宮城県、福島県内の 104 市町村とする。

さらに、該当者の取扱いとして、

- ① スポーツ少年団が主催する事業への参加は、団員・指導者ともに参加可能とする。
- ② 日本スポーツ少年団指導者制度第 3 条第 5 項「資格の喪失」第 1 号「スポーツ少年団登録を行わなかったとき」に該当せず、資格を喪失しない。
- ③ 平成 24 年 3 月 31 日及び平成 24 年 9 月 30 日が有効期限となっている認定育成員資格保有者の平成 24 年度の研修会の受講義務を免除する。
- ④ スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会修了者の資格認定は日本スポーツ少年団指導者制度に基づく。
- ⑤ 組織整備強化事業における登録数は、平成 22 年度登録確定時の登録数を平成 24 年度分として扱う。

以上の内容について諮り、これを承認。

3. 平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について

平成 24 年度事業計画については、昨年 6 月開催の平成 23 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて承認を得、また、承認された事業計画に基づく予算編成は本部長一任事項となっていた。その後、「Sport JUST」の発行形態の変更及び東日本大震災被災地のスポーツ少年団員をドイツに派遣すること等に伴い、日本体育協会での全体的な調整を行った平成 24 年度事業計画・予算について説明。

【事業計画の主な変更点】

- ① 「東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業」を新たに実施する。また、当初 115 名を予定していた派遣者数は、70 名に計画変更する。しかし、ドイツスポーツユーゲント（以下、dsj という。）と派遣者数の増員について協議中であり、今後、派遣者数に変更が生じる可能性がある。
- ② 「情報誌の発行」は、少年スポーツ情報誌「Sport JUST」と「指導者のためのスポーツジャーナル」を統合し、新情報誌「Sports Japan」を発行する。創刊日は 5 月 10 日、年 6 回の通常号に加え年 2 回の特別号を発行する。

- ③ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」では、平成 23 年度まで実施していた「ジュニアスポーツセミナー」を取り止め、都道府県で実施する指導者、育成母集団を対象とした研修事業において、研修内容に熱中症対策の情報提供に協力があつた場合、育成奨励費を交付する事業を実施する。

【予算】

<収入の部>

- ① 「登録料」は、平成 23 年度の登録数から判断した減少率、また、議案 2 で承認されたとおり、東日本大震災の被災地で見なし登録を実施するため、団員は 3 万名減の 75 万 2 千名、指導者は 460 名減を見込み、9 百 32 万 2 千円減の 3 億 6 千万円。
- ② 「補助金等」はスポーツ振興くじ助成金で、新情報誌発行経費を新たに要望したことから、6 千 1 百 93 万 5 千円増の 6 千 8 百 31 万 6 千円。競輪公益資金補助金は、Sport JUST 発行経費に対する補助金を減額したことから、3 千 4 百 95 万 5 千円減の 4 千 13 万 5 千円。文部科学省委託金は、日独指導者セミナーの実施該当年のため、5 百 22 万円増の 5 百 22 万円となる。
- ③ 「繰入金等」は寄付金で、新たに創設 50 周年記念事業寄付金として、8 百 70 万円増の 1 千万円。繰入金は、8 百 73 万円減とし、経費計上しない。
- ④ 「負担金」は参加者負担金で、同時交流やシニア・リーダースクールの参加者数を事業計画に基づく参加者数としたこと等により、1 千 3 百 55 万円増の 7 千 7 百 94 万 4 千円。
- ⑤ 「50 周年記念事業特定資産取崩収入」は、積立金を全額取り崩すことにより、8 千 8 百万円増の 1 億円。

収入合計額は、1 億 1 千 8 百 94 万 8 千円増の 7 億 3 千 27 万 7 千円となる。

<支出の部>

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」は、創設 50 周年記念式典実施のため、平成 24 年度は指導者全国研究大会を中止したことなどから、7 百 28 万円減の 7 千 3 百 70 万 3 千円。
- ② 「国内交流事業」は、各種大会の参加者への旅費、参加者数の増などを見込み、2 百 99 万 3 千円増の 9 千 39 万 7 千円。
- ③ 「国際交流事業」は、日独同時交流派遣・受入での日本団派遣に伴う渡航費の増、平成 24 年度は日独指導者セミナーを実施すること、東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業の実施などにより、2 千 9 百 28 万 5 千円増の 8 千 6 百 5 万 3 千円。
- ④ 「広報出版事業」は、Sport JUST に代えて情報誌「Sports Japan」の発行経費を計上したことなどにより、1 千 4 百 92 万 1 千円減の 8 千 8 百 94 万 7 千円。
- ⑤ 「組織整備強化事業」は、基礎配分額を 60 万円としたことから、470 万円増の 1 億 3 千 6 百 27 万 3 千円。
- ⑥ 「50 周年記念事業」は、9 千 8 百万円増の 1 億 1 千万円。

- ⑦ 「予備費」は、創設 50 周年記念事業において、全国展開事業の詳細が決定した際の充当経費として、1 千 5 百 95 万 3 千円。

以上のことから、支出合計額は、1 億 3 千 24 万 8 千円増となり、収支同額の 7 億 3 千 27 万 7 千円となる。

以上、平成 24 年度事業計画及び予算について諮り、これを承認。

なお、平成 24 年度予算は、各種補助金・助成金は要望額を計上しており、今後変動する可能性があること、また、事業計画及び予算は、今後、3 月 14 日の日本体育協会第 6 回理事会並びに 3 月 28 日の臨時評議員会で、日本体育協会全体の事業計画及び予算として、承認を得ることを併せて説明した。

4. 日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」について

「第 9 次育成 5 か年計画」は、「スポーツ少年団の将来像」を中心に、また、スポーツ立国戦略及びスポーツ基本法に基づき、国が定める諸施策等の内容も十分に念頭においた計画としている。「組織の整備強化」、「指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充」、「活動の充実」を大きな柱とし、日本スポーツ少年団並びに都道府県及び市区町村スポーツ少年団が取り組むべき内容を明示した。

【施策項目とブロック会議以降の主な変更点】

(以下の番号は、「第 9 次育成 5 か年計画」の項目番号に則る)

1. 組織の整備強化

「(1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化」、「(2) 関係機関・団体等との連携」、「(3) 登録システムの改善」を施策項目とする。

また、ブロック会議での意見を踏まえ、「(2) 関係機関・団体等との連携」には、スポーツ少年団も総合型地域スポーツクラブも地域のスポーツクラブとして、共に地域でのスポーツを支えていく組織として協力連携していくことを目的に「(3) 総合型地域スポーツクラブとの連携」を追加した。

2. 指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充

「(1) 指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充」、「(2) 指導者の研修促進」、「(3) 指導者協議会の充実・強化」、「(4) リーダー資格取得の促進とリーダー活動の充実」、「(5) 育成母集団の活動の充実」を施策項目とする。

3. 活動の充実

「(1) 安全対策の確立」、「(2) 団員の加入及び継続活動充実」、「(3) 地域スポーツクラブとしての発展」、「(4) 国内交流事業の充実」、「(5) 国際交流事業の充実」、「(6) 活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用」、「(7) PR 活動の充実・強化」を施策項目とする。

また、専門部会での協議を踏まえ、「(2) 団員の加入及び継続活動充実」の「(3) 幼児加入のための条件整備」は、活動プログラムの作成期間を 2 年間に変更し、活動プログラムを普及する期間を設けた上で、登録規程施行細則を第 5 年次に改訂する計画とした。

「(2) 団員の加入及び継続活動充実」では、スポーツ少年団が障害を持った子どもたちも含め、全ての子どもたちを受け入れる青少年スポーツ団体であること、障害を持った子どもたちにもスポーツ少年団で活動する機会を提供できることを周知していくことを目的に「④ 障害を持った子どもたちの加入促進」を追加した。

さらに、スポーツ少年団が核となって総合型地域スポーツクラブへの発展に歩みを進め、スポーツ少年団が拡充・発展することを目的に、「(3) 地域スポーツクラブとしての発展」を追加した。

「(7) PR 活動の充実・強化」の「① 効果的 PR 方法の構築」は、「効果的 PR 活動の検討」から表現を変更し、また、PR 計画を 2 年間で策定する年次計画に変更、「② 単位スポーツ少年団の広報活動への支援」は、広報ガイドブックの見直し及び改訂を 2 年間で実施、その後 3 年間で広報ガイドブックの活用方法を周知する年次計画に変更した。

以上、日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」及び策定解説書について諮り、これを承認。平成 24 年 4 月 1 日付で策定することを併せて説明。

<意見・要望>

田中委員（福岡県） 登録システムの改善に関しては、現状の年 1 回の登録機会では大会に出場できない子どもたちがいることから、かねてより年複数回登録制を要望してきた。まだ検討に時間がかかるのだろうか。

事務局 要望いただいた問題も含め、本計画の中で検討していくこととしている。これまでの要望を踏まえると、インターネットを利用した個人からの直接登録をイメージしているが、これまで都道府県・市区町村スポーツ少年団を含めた組織体系を構築してきたスポーツ少年団において、登録料の徴収方法や新システムへの移行など、解決すべき課題が多い。今後、委員や事務担当者の方々から意見を聴取していきたい。

椿委員（鳥取県） これまでも障害をもった子どもたちを含め、スポーツ少年団は広く門戸を広げて活動してきた。そのため、障害をもった子どもたちが加入しているのは当然のことであり、改めて施策項目として取り上げる必要があるのか。

事務局 既に障害をもった子どもたちが団員として活動していることは十分認識している。しかしながら、これまで以上に障害をもった子どもも活動できるのがスポーツ少年団ということを全国的に周知する必要があることから、施策項目とした。この委員総会で審議いただき、施策項目として記載するか否か、決定していきたい。

- 田中委員（福岡県） スポーツ少年団で障害を持った子どもを受け入れているが、現実的には少ないので、施策項目として反映した方が良好だろう。
- 山本委員（静岡県） 登録システムの改善については、計画を前倒しして WEB 登録を実現してほしい。また、各単位団への複数有資格者配置も促進してほしい。なお、安全対策の確立に関連して、静岡県では地震や津波への対策を研究している。ぜひ、日本スポーツ少年団でも 5 か年で実施する調査・研究の成果を全国的に発信してほしい。
- 武田委員（鹿児島県） 障害をもった子どもたちへの対応については、スポーツ少年団の将来像にも記載されている内容であり、全国的にも理解いただきたい内容であることから、本計画に明記すべきだろう。

5. 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会について

平成 26 年度第 36 回以降の大会の開催形態に関し、ブロック会議において意見を聴取した結果、改めて都道府県スポーツ少年団の意向を聴取し、慎重に結論を出すべきとの意見があった。

そのため、本大会を所管する活動開発部会で協議した結果、都道府県スポーツ少年団を対象に開催形態等に関する意向調査を実施した上で、開催方法を決定するとの結論に至った。

以上のことから、本来であれば開催基準要項に基づき、平成 23 年度第 2 回委員総会で決定する必要がある平成 26 年度の大会開催地並びに同年度以降の大会開催形態について、平成 24 年度委員総会で決定する旨を諮り、これを承認。

6. 平成 26 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について

平成 26 年度に近畿ブロックが担当する全国スポーツ少年大会、東地区が担当する競技別交流大会の開催地は、各ブロックでの調整の結果、第 52 回全国スポーツ少年大会は大阪府、第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会は埼玉県、第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会は福島県となった。

なお、各開催府県スポーツ少年団及び府県体育協会等関係機関の承認を得た時点で最終決定としたい旨を諮り、これを承認。

<報告事項>

1. 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の実施体制と事業計画等について

去る 6 月開催の第 1 回委員総会にて本部長に一任された日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業の実施体制として、「日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業」実行委員会を設置し、その下に、記念事業部会、記念誌部会、式典部会の 3 部会を設置する。実行委員会は、日本体育協会の張会長を実行委員会会長とし、合計 17 名で編成した。

また、去る 1 月開催の第 1 回日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会において、同事業の事業計画、予算および寄付金募集が承認された。

記念事業としては、①記念講演・インタビュー、②式典、③創設 50 周年記念誌発行、④功労者・優秀団の表彰、⑤感謝状の贈呈、⑥都道府県スポーツ少年団等が実施する創設 50 周年記念事業等を実施する。予算は、事業計画に基づき、1 億 1 千万円の収支同額で編成した。寄付金募集については、都道府県スポーツ少年団は 1 口 3 万円、市区町村スポーツ少年団は 1 口 5 千円、その他スポーツ少年団に關係する企業・団体・個人には 1 口 5 千円を依頼する。

また、事業計画において、「都道府県スポーツ少年団等が実施する創設 50 周年記念事業」として位置づけている全国展開事業は、団員のみならず、指導者や保護者をはじめとした関係者自らが活動する地域の清掃・美化活動と地域の交流事業を実施する計画としており、実施期間は平成 24 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までのとし、各都道府県・市区町村スポーツ少年団が活動日及び具体的な活動内容を決定することとしている。

なお、全国展開事業実施の正式な承認は、今後開催する日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会での協議後となる旨を併せて説明。

以上、いずれも了承。

<意見・要望>

- | | |
|-----------|--|
| 平山委員（奈良県） | 創設 50 周年記念事業の予算について、日本体育協会からの繰入金として 1 億円が計上されているが、元々はスポーツ少年団の指導者・団員の登録料の一部を積み立てたものではないのか。 |
| 吉長委員（広島県） | 登録料を積み立てたものであることを明記してほしい。その方が、登録料を納めてきた団員・指導者たちからも理解が得られやすい。 |
| 北東委員（富山県） | 1 億円は団員・指導者の登録料により成り立っているものである。これまで、日本スポーツ少年団の予算・決算で表現してきた勘定科目名で記載すれば良いのではないのか。日本体育協会からの繰入金としての取り扱いでは、団員・指導者からの理解が得られない。 |
| 事務局 | 勘定科目の表記上、「日本体育協会からの繰入金収入」としたが、ご意見のとおり、スポーツ少年団の登録料の一部を積み立てたものなので、例えば、「日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業特定資産取崩収入」といった表現に変更することとしたい。 |
| 北東委員（富山県） | 全国展開事業の概要として、参加者に参加証を授与する旨の記載があるが、これは参加者個人への授与になるのか。 |
| 事務局 | 参加者個人へ授与していくこととしたい。 |

2. 平成 23 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

各ブロックとも開催主管府県の協力により予定どおり終了した。

「平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画・予算」について協議し、大筋で了解

が得られたこと、また、「日本スポーツ少年団第9次育成5か年計画」や「日本スポーツ少年団創設50周年記念事業」等に関する意見・要望を得て、これらの内容について各専門部会で検討を行っている旨を報告。以上、これを了承。

3. 新情報誌について

少年スポーツ情報誌「Sport JUST」と「指導者のためのスポーツジャーナル」を統合して発行する新情報誌は、タイトルを「Sports Japan」とし、年6回の通常号に加え、スポーツ少年団関係者向け及び日本体育協会公認スポーツ指導者向けにそれぞれ1回、計2回の特別号を予定し、2012年5月10日を創刊予定日としている。

また、総発行部数は188,100部とし、スポーツ少年団、公認スポーツ指導者、その他に総合型地域スポーツクラブをはじめとした関係団体等に配布する予定としており、各単位スポーツ少年団には、これまでより1部増の2部を代表指導者宛に送付する旨を報告。以上、これを了承。

<その他>

・平成24年度常任委員会・委員総会の開催日程について

資料に基づき、会議開催日程を報告。これを了承。

・その他

<意見・要望>

岡村委員（石川県）	佐賀県で開催される平成24年度第35回剣道交流大会は、なぜ開催日が平日なのか。仕事を持っている指導者も多いことが予想される中で、参加が困難にならないだろうか。今後は、開催日に必ず休日を含むように調整してほしい。
事務局	開催日については、春休み期間の中で、開催県と調整の上、決定しており、また、施設の都合もあり、必ずしも休日を含んだ日程にならないことをご理解いただきたい。

以上、全ての議事を終了し14時50分閉会。